

教育民生委員会 会議録

日 時 令和3年9月21日(火曜日) 午前9時 00 分～午前 9 時35 分

場 所 臼杵庁舎2階 全員協議会室

出席委員の氏名

委 員 長 久藤 朝則 副委員長 内藤 康弘 委 員 川辺 隆
委 員 匹田久美子 委 員 戸匹 映二 委 員 若林 純一

欠席委員の氏名

(な し)

説明のため出席した者の職氏名

政策監(民生担当) 小坂 幸雄 政策監(福祉保健担当) 杉野 等
税務課長 姫野 敬一 高齢者支援課長 田中美智子
税務課課長代理 小中 洋一 その他関係職員

出席した事務局職員の職氏名

局長 平山 博造 次長 後藤 秀隆 副主幹 高橋 悠樹 書記 清水 香

傍聴者

報道機関(11名)、議員(伊藤 淳、梅田 徳男、大塚 州章、匹田 郁)

会議に付した事件及び審査結果

<審査議案>

番 号	件 名	審査結果
第 58 号	臼杵市税特別措置条例の一部改正について	原案可決
第 59 号	臼杵市みんなで取り組む認知症条例の制定について	原案可決

午前9時 00 分 開議

○委員長(久藤朝則)

おはようございます。ただいまから、教育民生委員会を開催いたします。本日は、報道機関より傍

聴の申し出がありましたので、許可しております。また、写真撮影につきましても、許可をしておりますので、ご了承ください。9 月定例会では、適切なマスク着用の徹底が議会運営委員会で決定しております。本委員会でも、適切なマスク着用のルールの遵守をお願いいたします。

これより議事に入ります。本委員会に付託されました議案は 2 件であります。お手元の次第によって、審査を行いたいと思います。

まず、税務課所管の第 58 号議案 臼杵市税特別措置条例の一部改正についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎税務課長(姫野 敬一)

(付議議案及び条例議案新旧対照表に基づき説明)

○委員長(久藤朝則)

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手をもってお願いいたします。若林委員、マスクを正しく着用してから発言してください。

○委員(若林 純一)

このままでの発言を許可していただきたいと思います。それでは発言に移ります。今回の臼杵市税特別措置条例ですが、この新規取得 3 年間ということに対する減収については、国から補填されるのでしょうか。

◎税務課長(姫野 敬一)

若林委員のご質問にお答えいたします。減収につきましては、国から補填される分は、交付税によって 75%が補填されます。25%の分は市が持ち出すというような形になります。

○委員長(久藤朝則)

マスク着用を再度お願いします。

○委員(若林 純一)

このままでの発言をお許してください。昨今のコロナによって、関連業種については大変厳しい状況があると思うんですけれども、既存の固定資産税の免除というものについてはお考えはありませんでしょうか。

◎税務課課長代理(小中洋一)

税務課の資産税グループの小中といいます。若林委員の再質問にお答えします。結論から言うと現状では難しいと考えております。というのも、課税免除と不均一課税っていうのが、この規定は地方税法第 6 条で認められている規定なんですけども、適用対象は公益上とかその他の事由によるものとされております。これにはですね、自治体の裁量権というのはあるんですけど、かなり限られております。今、一番メジャーなのはわがまち特例といって、地方自治体の裁量権がほとんどなかった時に、権限移譲の議論がされた中で、取り入れられた制度なんですけども、わがまち特例でも、内容については、特例対象は地方税法で限られたものに限って、その特例率について、法の基準の範囲内で、条例委任されたものです。例えば、4 分の 3 を基準として、3 分の 2 以上 6 分の 5 以下なら条例で定めて軽減していいですよという、そういう規定です。この背景としては、固定資産税というの

が全国的に統一されたルールで課税することを前提とされておりまして、自治体のルールで不均一課税することについては、国のほうが公平の原則が担保できないということを心配してのことです。例えばよく議論の時に引き合いに出されるんですけども、企業誘致の方法として、この地方税法第6条の規定による不均一課税をすることについてはですね。国の見解としては、違法ではない。違法ではないけれども、公平の原則を逸脱する運用は許されないとして、具体的な、こういった時はこうっていうふうな、具体的な指導がっております。これらの状況も踏まえて、臼杵市としては、企業誘致や産業保護する目的の施策として、税の軽減をとる方法をとるというのは、かなり慎重にならざるを得ない。そういう保護を目的とした施策については、交付金の交付とか、税の軽減以外で何らかのメリットを付与するような方法がより望ましいと考えております。以上です。

○委員長(久藤朝則)

他に質疑ございませんか。

(な し)

○委員長(久藤朝則)

以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

(な し)

○委員長(久藤朝則)

以上で討論を終わります。これより採決を行います。

第58号議案については、原案の通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○委員長(久藤朝則)

異議なしであります。よって、第58号議案については、原案の通り可決すべきものと決しました。以上で税務課所管の議案の審査を終わります。どうもお疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前9時10分 休憩

午前9時11分 再開

○委員長(久藤朝則)

再開いたします。

次に、高齢者支援課所管の第59号議案 臼杵市みんなで取り組む認知症条例の制定についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎政策監(杉野 等)

それでは、福祉保健部門関係の第59号議案 臼杵市みんなで取り組む認知症条例の制定について、担当でございます高齢者支援課長よりご説明させてもらいたいと思います。

◎高齢者支援課長(田中美智子)

(付議議案に基づき説明)

○委員長(久藤朝則)

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑は、挙手をもってお願いいたします。

○委員(川辺 隆)

認知症のこの条例を 1 年以上かけて議論し、そして本日上程に臨みましたが、この中にあります、予防と備え、備えという面ではですね、先般、一般質問終了後に、議員のほうから質疑がありましたご本人の意見と、それと、家族会の、支える側の意見聴取等のことがありましたらちょっとご説明よろしくをお願いします。

◎高齢者支援課長(田中美智子)

川辺委員のご質問にお答えいたします。

この条例の策定にあたりましては、家族の会のメンバーの方、及び、ピアサポーター、認知症の方、ご本人に、ご意見をいただくとともに、アンケート調査を実施しております。その中でいろいろなご意見等いただきました。意見交換も行いながら、今回の条例案を策定したところです。以上です。

○委員(川辺 隆)

認知症は、予防には僕は限界があると思います。この病気、この症状はですね、誰もがなりうる認知症の症状だと思います。そこでもう少し掘り下げて聞きたいんですけど、家族会さんの方からは、特別、本条例に対してのご意見が出なかったんですか。そこを教えてください。

◎高齢者支援課長(田中美智子)

川辺委員のご質問にお答えいたします。家族会の方と、ご意見を交わす中で、今回の市が上程いたしました条例につきましては、理念条例ということになっております。それにつきまして、具体的な施策のほうを考えていただきたいということは、聞いております。具体的な施策等につきましては、今後家族会の方と、話しながら進めていきたいと考えております。また今回条例案ですけれど、いろいろ意見交換をしながら家族会の方の意見も取り入れていったというような経緯がありますので、そういうところもまた大切にしていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員(若林純一)

条例案の第 9 条に、市民等は次に掲げる取り組みを連携及び協力しながら行うものとするという規定を設けておりますけれども、市民等というのは、市民、事業者、地域組織、関係機関及び市をいうということで、横並びで関係する皆さんというふうな呼び名になっているんですけど、この具体的な1から5番までの取り組みを主体的に引っ張っていく、或いは主体的に取り組みを行っていくという組織、或いは当事者っていうのは誰になるんでしょうか。

◎高齢者支援課長(田中美智子)

若林委員のご質問にお答えいたします。

第9条のほうには、認知症に関する施策の総合的な推進ということでまとめて書かせていただい

ております。これにつきましては先ほど議員がおっしゃったように、この定義の中の、市民、事業者、地域組織、関係機関及び市ということになっております。この中で、基本理念に基づいて、この認知症施策を総合的に実施するという責務を負っているのは市ですので、市が主体的に進めていきたいと思っております。以上です。

○委員(若林純一)

それであれば、第8条の市の責務のところに、こういう取り組みを行うと書いて、市が行う場合に連携協力を求めるという条例構成にできなかった理由は何かありますか。

◎高齢者支援課長(田中美智子)

若林委員のご質問にお答えいたします。

市の責務、第8条の中には、9条に書かれてあります、認知症に関する施策を総合的に実施するということを書いております。また、必要な体制の整備を図るということを明記しておりますので、市としては、先ほどの若林委員のご質問は、そこが回答になるというふうに考えております。以上です。

○委員(若林純一)

それでは確認ですが8条の認知症に関する施策を総合的に実施というのは、9条の取り組みよりもより一層広いというそういう概念を持って理解してよろしいのでしょうか。つまり、市民等つまり市民や事業者、地域組織、関係機関は9条への取り組みに連携協力するというふうに規定されていますが、それ以上に市の施策は、広くそれを包含するという、そういう条例だというふうにとらえてよろしいのでしょうか。イコールということなのでしょうか。

◎高齢者支援課長(田中美智子)

市の責務として、そこに書かせていただいております。認知症に関する施策というのは、下の9条に書いてあることというふうに考えております。

以上です。

○委員(若林純一)

認知症に関する施策の推進にあたっては市民とつまり市民も含めて連携協力するということは大変重要ですし、それが一番効果はあると思いますが、基本的な情報とかは、一義的には市に入ってくるので、その情報伝達とかそういうことを、9条の中に含むのはなかなか難しいのでそういうことは当然、8条のほうが広い施策という構えにならないと、市のほうがより積極的にした上で、市民等が連携協力するというそういう理解でよろしいかという質問であります。

◎高齢者支援課長(田中美智子)

正しい情報というようなことだと思いますけれど、第9条の施策の中の(1)で、認知症の正しい知識の普及啓発というところに、そういうような情報の発信というのも入れております。以上です。

○委員(若林純一)

そうしますと9条に、基本的な取り組みは全部網羅してあって、その中で市民等というひとくくりにしてありますが、それぞれの、ふさわしい役割についてふさわしい役割を担うべき。主体が一生

懸命やっていくという、そういう構えということで、よろしいでしょうか。要するに、市民と事業者と地域組織と関係機関と市っていうのは、経横並びには論じられないと思うんです。やっぱり市はリードする或いは市が呼びかけて、動いてもらうとかいう、市のほうの取り組みのきっかけづくりといえますか、それが一番重要だと思っていまして。条例を作るわけですから、この条例ができることによって、市のほうがより積極的にするので、当然、市民等は協力連携してくださいというそういう宣言になって欲しいと思っています。そういう意図が読み取れるのかどうか読み取れるとしたら、どこで読むのかっていうことを教えてください。

◎高齢者支援課長(田中美智子)

その前の4条から7条の間に、市民、事業者、地域組織、関係機関、その方々の役割ということで書かせていただいております。市については、そのあとの8条のほうで、責務ということで書かせていただいておりますので、もちろん、市についてはそういう責任があるということで書いております。以上です。

○委員(匹田久美子)

この認知症条例は、理念を示したり、理念条例だというご説明がありました。理念を、具体的な施策に落とし込んで取り組んでいくときに、取り組みを考えていくときに、ご本人やご家族も含めて、みんなで定期的に継続的に話し合っていくようなそんな仕組みこそが大切だと思うんですけども、先ほどそういうお考えもあるというお答えはしていただきましたが、その辺をもう少し具体的にお話いただけますか。

◎高齢者支援課長(田中美智子)

匹田議員のご質問にお答えいたします。

今回の条例につきましては、理念条例ですので、具体的な取り組みというものは書かれておりません。具体的には、現在も認知症の施策については、進めてはおりますが、内容につきましては、また家族の方、ご本人の皆さんのご希望とかいろいろと意見交換の際に聞いたこともございますので、今後も、またご本人、家族の方の意見を聞きながら、施策を検討していきたいと考えております。以上です。

○委員(戸匹映二)

今回のこの認知症に関する条例はまだ全国でも少ない条例であります。こういう条例を今後、市として進めていく上で、具体的なこれからの施策として実行していくわけですけど、その点の臼杵市としての今後の姿勢とか意気込みとかそういうものがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

◎高齢者支援課長(田中美智子)

戸匹委員のご質問にお答えいたします。

今後の具体的な姿勢というようなことでしたけれど、本議会に、市の補正予算を上げております。その中で、条例について、広くこの内容や市の今の取り組みについて、広く市民の皆様にも知っていただいて、認知症の施策、認知症についての正しい理解を、今後も十分深めていきたいと考えております。以上です。

○委員長(久藤朝則)

他にございませんか。

(な し)

○委員長(久藤朝則)

以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

(な し)

○委員長(久藤朝則)

以上で討論を終わります。これより採決を行います。

第 59 号議案については、原案の通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○委員長(久藤朝則)

異議なしであります。よって、第 59 号議案については、原案の通り可決すべきものと決しました。

以上で高齢者支援課所管の議案の審査を終わります。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前9時33分 休憩

午前9時34分 再開

○委員長(久藤朝則)

再開いたします。以上で、教育民生委員会に付託されました議案2件の審査を終了いたします。
これをもちまして、教育民生委員会を閉会いたします。

午前9時35分 閉会

臼杵市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに記録を作成する。

令和3年9月21日

臼杵市議会

教育民生委員会委員長 久藤 朝則